

総務文教委員会会議録

平成24年12月13日

10時05分

開会

11時27分

閉会

網走市議会

午前10時05分 開会

○小田部委員長

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会でありますが、議案5件、報告1件、要請1件の合計7件を審査いたします。

それでは、早速審議に入ります。

議案第1号平成24年度網走市一般会計補正予算中、消防費について、今野企画総務部次長お願いします。

○今野企画総務部次長

平成24年度一般会計、消防費の補正予算について御説明申し上げます。

議案資料5ページをごらんいただきたいと思います。

網走地区消防組合の負担金についてでございますが、主な要因でございますが、消防組合の人件費において、共済組合負担率の確定に伴う共済費の減並びに退職者増に伴う退職手当が必要となりましたので、歳入歳出予算4,185万5,000円を増額補正しようとするものでございます。

補正額につきましては、4,185万5,000円を追加いたしまして、補正後の額を7億1,121万6,000円にしようとするものでございます。

説明は、以上でございます。

○小田部委員長

質疑をお願いします。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

続きまして、人件費については、まとめて一括審査をしたいと、このように思います。議案第2号、3号、4号、5号を一括して岩原職員課長、説明をお願いします。

○岩原職員課長

人件費等の補正概要について御説明申し上げます。

議案資料の6ページをごらん願います。

人件費補正につきましては、各会計にわたっておりますが、ここでは一般会計と特別会計をあわせた総額で御説明申し上げます。

補正の理由についてですが、共済年金関係の負担率が確定したことなどにより、所要の経費を減額補正するものでございます。

人件費補正総額は4,541万7,000円の減額でございます。

(1)特別職では23万7,000円の減額で、これは共済費の負担率の変更によるものでございます。

(2)監査委員につきましては10万7,000円の減額で、これも共済費の負担率の変更によるものでございます。

(3)一般職では4,507万3,000円の減額でございます。内訳としては、①共済費の負担率の変更による2,208万8,000円の減、二つ目としまして、支給事由の変更などによる2,298万5,000円の減でございます。

人件費の補正概要は、以上でございます。

○小田部委員長

質疑をお願いします。

○飯田委員

補正理由の負担率の変更、それで毎年これは変更していると思うのですけれども、毎年それほど大きく変わったのは、主な理由があると思いますので、その主な理由をまず1点。

○岩原職員課長

今回の共済費の関係でございますが、当初予算時に共済組合から概算で示されました共済年金関係の負担金率が確定段階となったものでございます。その大きな要因としましては、追加費用の減でございます。

○飯田委員

それでいくと、いわゆる地方共済、公務員の地方共済の年金というのは、昭和37年までは全額負担、恩給という形でやっていて、それ以降は負担折半しながらやってきたというのが、今度また私どもも対象というのですか、市役所OBですから対象で、年金だよりか何かに、被用者年金制度の一元化ということでお知らせが来たときに、この恩給と共済年金のはざまで、昭和37年12月1日になって、減額のイメージという形で私どもももらったのですけれども、その場合、現在恩給でかかるOBがどのぐらいいて、折半というのですか、大体地方公共団体負担と保険料の負担でどのぐらいで、地方共済法施行されたら保険料の負担があるのですけれども、そこら辺の比率というのですか、網走市役所の場合は、大まかに言って、どんなような待遇になっているのでしょうか。

簡単なのは、例えばです、昭和37年だから、例えば37年の人は全く恩給にかからないとか、37年以降の人は1年かかる、2年かかる、10年かかるということで、現在恩給だけでやっている人

は、もう97歳というか、100歳以上になっているから全くいないだとか、そういうことでの概略的な説明でよろしいですか。

○岩原職員課長

追加費用でございますが、今委員からお話ありましたように、公務員の年金制度は昭和37年11月までは恩給制度で、37年12月から共済年金となり社会保険制度となりました。この恩給制度と年金制度をまたぐ形で退職した職員の恩給部分を追加費用として地方公共団体が拠出しておりますが、本市の場合では、この恩給相当分として追加で負担しているのが平成24年度で約9,500万円でございます。残りは共済費、長期と短期のものとなっています。

以上でございます。

○飯田委員

言ってみれば、今度一元化になるので、恩給というか、半々で負担する人、地方公共団体負担、それから保険料の負担するものの不公平というのですか、不公平感から言うと、一元化して流していくというような大まかな考え方でいいのですか。

○岩原職員課長

今の考え方につきましても、平成27年度をめどに、恩給相当分の方の負担については、今の昭和37年以降に採用されて退職した人の均衡を図るために減額するというふうに、平成27年度までに見直していくようになっております。

○飯田委員

結果的には、平成27年度から一元化するので、それ前の人、言ってみれば削減というのですか、不公平感持たせるといふことなんだけれども、削減ということが、27年度以降はもうだんだんなくなるということによろしいのですか、その負担率の関係。

○岩原職員課長

そこら辺は、委員のおっしゃるとおりです。

○小田部委員長

他に御意見ありませんね。

それでは、議案1号の人件費分を含めて、2号、3号、4号、5号、5件については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、報告第2号平成24年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について、岩

原選挙管理委員会事務局参事、説明をお願いします。

○岩原選挙管理委員会事務局参事

平成24年度一般会計衆議院議員選挙費補正予算に係る専決処分について御説明申し上げます。

資料22ページをごらん願います。

1、補正及び専決処分の理由及び内容についてですが、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が平成24年12月16日に執行することとされ、この予算措置について急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

補正内容は以下次のとおりで、総額2,187万3,000円となっております。

次に、この事業に係る財源についてですが、補正額の②、歳入予算に記載のとおり、全額道委託金となっております。

なお、この補正予算に係る専決処分は、24年11月20日に行ったところであります。

以上でございます。

○小田部委員長

御意見ありませんね。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

報告第2号につきましても、全会一致で報告承認すべきものと決定をいたします。

続きまして、要請であります。

国民の声に耳を傾け、消費税増税の撤回を求める意見書の提出要請についてであります。御案内のとおり、申し合わせ事項において要請の受理があって、2回の定例会が経過しても結審に至らない案件は、審議未了とすることとなっているため、本日の委員会でも結審しなかった場合は審議未了、廃案すべきものとなりますので、御承知おきの上、本件について皆さんの御協議をお願いします。

○飯田委員

今行われている総選挙での焦点の一つになってます。増税を談合ということで、3党も選挙に入りますと、明確に増税するのと、わからない。わからないというのは、特に自民党などは、増税はわかんないけれども、景気が悪くなればできないのでないかみたいなことも言っています。ということは、ここにも書いてあるとおり、要するに増税すると、また景気が悪くなるということであれ

ば、増税する前に景気が悪くなるということであれば、もっと悪くなるということなので、私は意思としては、それこそ党派関係なく、この綱走の現状を考えた場合も、今増税されたら、初め8%、それから10%増税されたら大変だという意味から、私はやはり国民の大多数は、やはり撤回というか、今は増税しない、増税されたら困るという声を含めて、私はこの意見書を、そういう形でぜひ採択してほしいと思います。

○小田部委員長

他の委員の意見ををお願いします。

○井戸委員

今、一番国民が望んでいるのは、やっぱり撤回ということで、ここで今増税をしてしまうと、にっちもさっちもいかないという国民の声がやっぱり大きい部分がありますので、増税は今するべきではないですけれども、景気の動向を見ながらやっぱり判断していくという部分で、私は現段階では、増税すべきでないと思います。

○金兵委員

私は、消費税増税はされなければいいとは思いますがけれども、国家の借金が1,000兆円ある中で、消費税を含めて抜本的な税制改革が必要になってくるとは思いますけれども、消費税増税は、今後やむなしというふうに私自身は思っておりますので、賛成しかねるということです。

○山田委員

私も前回も話していますが、上げないなら上げないにこしたことはないという前置きをしながら、ただ、今金兵委員からもあったように、国の財政非常に厳しいというのは、国民皆さん御存じのとおりなのですが、これを打開するには、景気の高揚もということももちろん大事ですが、何らかのやっぱり措置をしなければ、私は財政再建というのは成り立たないというふうに思っていますから、消費税というのは、私は必要だろうと。ただ、やっぱり低所得者、弱者の人をどう救うかということ、セーフティネットを含めて並行で議論されて、そこの対応しながら消費税の増税というのは、私は必要だというふうに思っています。

それで、飯田委員からあったように、今これが争点ともなりつつある選挙がされていて、16日には結果が出るのですが、だから今ここで意見書を出したらどうだという御意見もありますが、私は消費税はやむを得ないという考え方が一つあるこ

とと、そういう今の背景があるので、今ここで一つにまとめたとして意見書を出すとしても、16日以降、私は政権がどういうふうになっているのかという動きもありますから、その辺は今回については見送ったほうがいいかなと思います。

○高橋副委員長

まず、私は消費税増税は、これはやむを得ないと思っております。これも復興財源にやっぱり不安を感じているし、それから社会保障という大きな問題もあります。使い道がやっぱりこれはあくまでも問題でありますし、それから経済が安定するまで、こういった増税は慎重に行っていくというふうにも聞いております。

それと、あわせまして乱暴な機械的などできるという判断はないと思いますので、したがって意見書に対しましては反対の立場であります。

○小田部委員長

ただいま各委員の御意見をいただきました。御案内のとおり、意見の一致を見るに至りません。日本共産党議員団から提出された意見書ですから、もう今週末には選挙も、新しい政府内閣が組織されるでしょう。また、そういうことできょう継続になりますと自動的に廃案になるものですから、その辺を十分今後の対応を考慮していただきたい、こういうことです。

○飯田委員

そういうような意見書なのでわかっていますので、ちょっと議員間討論やりたいと思います。

今、消費税がないと大変だと。金兵委員、それだからここに書いてある、財政危機打開と社会保障のために、大企業の内部留保の社会への環流と富裕層への応分負担、応能原則、これは前は逆だったのです。ちゃんと大企業の法人税と、それから富裕層への所得税、今逆転しているので、それをもとに戻すだけで二十数兆円のお金が入ってきたら、消費税増税をする前に、それをちゃんとやらないとだめなのでないですか。ちょっとその辺聞かせてください。

○小田部委員長

これ山田委員でも金兵委員でも、どちらか飯田委員の発言にひとつ説明、答弁をお願いします。委員間討論です。

○山田委員

飯田委員から今出ました。確かに大企業に対する減税もまだやめてませんのと、やっぱり富裕層

に対する税の率も、今アメリカでも議論になりますが、そういうことも必要だというのも私認識はしてます。ただ、法人税が今円高とかいろいろな経済情勢の中でドーナツ化という話もあって、海外に企業が行ってしまったらどうだという側面、また議論もあるのですが、やっぱり企業を守りながらということも、雇用の創出やら経済のことを考えると、側面として大事な部分。ただ、飯田委員言うように、確かにそっちのほうを税率を上げたり、減税をやめることによって、それとか昔議論しました。防衛費の削減をして、私ども中立だとか、いろいろな話を議論した経過もありますけれども、削るところはもっと削ってもいいのでないか、こういう議論もあると思いますので、私はそれはそれで、またしていかなければならないと思いますし、イデオロギーというか、政党の考え方によって、そこはまた使い方というのは変わるのだと思うのです。私は、それはそれとしても、消費税というのは、上げないにこしたことはないのですが、1,000兆円と言われているこの国の財政の状況を考えたときに、ギリシャとかスペインのことは例に出して言いませんが、確かに国債は今、日本の場合は国民が買ってくれているという面で救われている面があるのですが、これがやっぱり企業が、銀行が借り出しますと、ちょっとした率の変化によって、財政というのは、破綻してしまいます。そういうことを考えると、ある程度日本の財政をある程度安定した形に持つていくためには、私は消費税が一番やりやすいからというふうに安易に思っていないんですが、やはりどこかの分は増税をしなければならぬという情勢が今来ているのだろうと。こう考えると、やっぱり消費税を入れて、低所得者や弱者の分をどう救済できるか、セーフティーネットと並行して議論をしていく。

それと、いつその発動するか、今回のこの消費税やるのも、景気の動向を見て判断しますというのをちゃんとここにうたわれているわけなんです。だからそれを考えると、やはり私は消費税というのは、将来は手をつけなければならない税の一つだというふうに思っています。税制そのものの、シャープ勧告ではありませんが、もとに戻ってしっかり、関税の比率だとかも全部基本に戻って見直すというのは別ですけれども、今の段階を考えたら、やっぱり消費税というのは、やむを得な

いという私は判断をするので、飯田委員から今出た話に、逆の議論になるかどうか、私の見解としてお話ししました。

○飯田委員

再び問います。今、消費税しかないと言うのですけれども、では今言ったことに対して、先にもとに戻すと、要するに大企業の法人税の減税等、それから富裕層への応能負担、もとに戻してから話をしたほうが、今まで積み重なった借金の大型開発事業だとかいろいろな借金の反省ができるんじゃないですか。今のイデオロギーと言ったけれども、景気が回復しないうちにはしないという担保はどこで。（「条項で」という声あり）いやいや、条項で入っているけれども、そういうこと各党のイデオロギーで左右されてなるんじゃないですか。

○山田委員

二人でやりとりしても、これしょうがないこと。ほかの委員にもぜひ入ってほしいのだけれども、飯田委員の議論でいくと、今やることをやってから、そっちに向けというのはわかるのだけれども、確かに富裕層の税率変えれ、減税やめれ、二兆円、三兆円浮いてくるかもしれない。それはわかるのです。ただ、先ほど言ったように、1,000兆円という財源の、それを今の財政危機を考えたときに、飯田委員に逆に聞きたいのは、消費税というのは、将来上げなくても日本というのは済むのかどうか、逆に聞いてみたい。

○飯田委員

今、数兆円でなしに、二十数兆円と言ったのです。大企業の法人税の減税、もとに戻すだけです。それから話をしないと、ではしたら1,000兆円は何かと、それこそ1,000兆円をつくったのは、それこそマイカーレポートから始まった、今優勢が伝えられている自民党政権がやったのであって、その辺のことを、私は今もとに戻せというのは、1,000兆円あるから消費税に先に手つけるのでなくて、消費税に手つけたら内需拡大だとかになったら、先ほど井戸委員から言っていた、本当に地方が大変になるのでないですか。ちょっとその辺の、逆に。

○小田部委員長

飯田委員、今山田委員が飯田委員に対して聞いたことは将来の、今の財政の実態の中で、将来とも間接税である消費税というふうなものを考慮

しないで財政再建、すなわち国家の健全財政の維持が、EUに見られるように、維持できるのかという質問をしています。これについては、いかがですか。

○飯田委員

ヨーロッパでやっているのは物品税、もともと消費税というのは売り上げで高価なものにかけた。だから一律全部かけるんじゃないしに、大型間接税って物品税で、なかなか庶民が買えないもの、金ある人が買うようなものにかけていた。それで何の不都合もなかったのです。国の借金が膨らんだのは、そんなの関係なくて、内需拡大できないような大型投資事業、日本列島改造論ではないですけれども、それによってできたのを反省しないで、消費税でかけるというのではなしに、それこそヨーロッパ型でいったら、何でヨーロッパが高いかといったら、生活必需品だとかそういうのにかけてない。そういうような道に行かないと困るんじゃないですか。

○小田部委員長

他の委員の皆さんいかがですか、せっかくの機会ですから。

○井戸委員

これは単純に消費税を上げれば、その1,000兆円の補填に少しでもという感覚はすごくわからなくはないですけれども、ただ国民の声を聞いたときに、これだけ皆さんの生活が厳しい中で、単純に消費税を上げることで救済されるのかという部分は、ちょっと疑問に思う部分と、やはり景気が回復した中で上げるという、それを国民にちゃんと説明をして、今こういう状態なのでと理解をいただいて上げるという、最終的な部分では必要になってくるのかもしれないですけれども、今この時点で、まだまだ手をつけるべきものがあるのではないかなというふうに私は思います。

○高橋副委員長

私、今ヨーロッパという発言がありましたけれども、ヨーロッパの税制と、それから今やろうとしている日本の消費税の問題なのですけれども、これどのように違うのか、ちょっと私よくわからないのですけれども、同じ税制でもってやっているのでしたら日本と同じ状態になります。そしてその例として挙げるのは、本当にいいことだと思うのですけれども、もしヨーロッパの税制と日本の税制が違うのであれば、余りここを強調して税

制について比較できないんじゃないかと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○小田部委員長

高橋副委員長、今議論されている一つの視点といますか、それは1,000兆円の借金をされているのが現状として、その国家財政運営を直接税なのか、間接税なのか、売上税もしくは物品税、中曽根さんがやろうとして大失敗しましたね。そういうふうなことでの、それは間接税ということで、ですからたまたま飯田委員が発言されたのは、ヨーロッパは物品税が主流で、そうすると、もろに高級品、一般生活必需品、こういうふうなしばり。ところが消費税となると、もう特例を持つ、食品はどうするか、そういうふうなものは持つけれども、本来消費税というのは、すべての消費物資、物に対する一律の課税というのが基本ですよと、こういうふうな意味だから、まあ特別EUは一つの参考例として飯田委員も言われたろうし、委員の皆さんもそのように聞かれているので、余りそれにこだわる必要はないんじゃないかと、こんなことを思っていますが、飯田委員いかがですか。飯田委員、今の高橋副委員長の質問に対して。

○飯田委員

消費税は、全部の消費するやつにかける、日本のは。ヨーロッパのは、ちゃんと分けているのです。所得層に考えたもの分けてかけているという、大まかに。

○小田部委員長

他に御発言。

○山田委員

議論しても、本当はこれで一つになって議論してなっていけば、これいいことですが、聞いていると、なかなかこれは一致点が見出せない分なのかもしれませんが、ただ決して私はまとめる気はないのですが、今回の消費税というのは、復興税の中の使い道があちこち行っていたというので、いろいろ問題あったのは確かなのだけれども、基本的には消費税、私も飯田委員と同じように、将来は本当に子供たちも買う、所得のない人も買うのに税金かけるのは、本当はどうなのかという直間の部分もあるのですが、そこはもう1回、もし見直せるなら見直していけるかなという考え方持ってます。ただ、社会保障費がもう年々どんどん上がると。これをやっぱり将来見ていく

と、相当な財源というのは必要になってきますし、そういうこともやっぱり考えなきゃならない側面もあると思うのです。

それと、毎回言わせてもらっても、なるべくなら国民は出すものは少なく、もらうもの、いろいろしてくれるのは、いっぱい欲しいというのは当たり前のことで、これ人としてね。ただ、やっぱりお金が必要だということも考えなければなりませんから、私は今消費税絶対僕はやれやれというふうに言っているつもりはないのだけれどもね、今はやっぱりここは日本として、消費税というのは方向性今は持たなければならぬと、こういう考え方でいるということをおっしゃりたい。

○飯田委員

山田委員、それやるなら、やっぱり累進課税とあって、そこを出発点。消費税を出発点にしないで、累進課税を私は出発点とするべきじゃないですか。

○山田委員

だからそうすると、税の根本をしっかりと議論しなきゃだめですよ。だからそれをして、税制がきちっと決まるまで待ってたときに、社会保障費はどんどん来ますよ。何兆円の国の財源が必要なときに、また国債が半分以上なかったらだめだとかさ、そういう話がどんどん進んで、飯田委員が言うように、大企業の減税やめれば、それも一つの方法だと思う。それはそれとしてあるけれども、私はやっぱり財源として消費税というのは、今は近々として必要な分はあるだろうと。ただ、将来はいろいろな形で消費税の中身も見直すことも、私は十何%が20になる可能性があるとしたら議論が必要だと。

○飯田委員

議論はやっぱり尽くすべきだと思います。ただ今言った、私が累進課税と言ったのは、累進だからもとに戻しましょうよと。だから今井戸委員も言ったとおり、将来あるかもしれないけれども、今もとに戻せば増税しなくても済む。消費税はなぜ大変かといったら、給料月に100万円もらっている人も、10万円もらっている人も、5万円もらっている人も一律かかるから最悪の税制ですよと。私たちのほかに、国民だって言っているのです、世論調査やって。

○小田部委員長

本当に、まだまだ議論がこれでいいなんていうことは、もう全然思ってませんが、たまたまこれ今回委員会で日本共産党議員団から出てきた意見書の質疑、討論、委員間の討論をさせていただいたところです。

社会というのは、税の中で行われるものですから、その税制がどうあるかということは、もう本当に我々の政治を語るときに、議会人としてのもう基本中の基本なので、そんなことできょうのこの質疑を通してそれぞれ認識を深められたと、こういったことだけでも非常によいことだと、このように思います。今後とも研さんいただきたい、このように思います。

よって、今回は一致を見ることができませんので継続、すなわちこれで2度ですから、本要請は廃案と、このことを日本共産党議員団には理解していただいた上で、本件はそのように決めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次にその他に入るわけですが、実は委員長に金兵委員から、教育委員会に対する質問をし、説明を求めたい。内容は、フッ素洗口の導入についてであります。非常に金兵委員には、事前にそういうふうなことを委員長に指示をいただいたということは、委員会としても極めて好ましい対応になる、こんなことで委員長としても心からうれしく思います。

それでは、早速金兵委員の発言を求めたい、こういうふうに思います。

○金兵委員

その他の時間を使いまして、ちょっと教育委員会のほうに御質問させていただきたいというふうに思います。

今日本全国で、北海道にも進んできているようではございますけれども、虫歯予防の観点ということで、小中学校でフッ化物洗口、フッ素洗口を行うという動きが進んでおりますけれども、網走市のほうでも今後行っていきたいというような趣旨の話が私のほうにちょっと耳に入ってきたということがありましたので、現在どのような状況なのかということで、まずお伺いしたいなというふうに思います。

○鈴木管理課長

フッ化物洗口に関します、網走市のこれからの取り組み状況でございますが、フッ化物洗口につ

きましては、文部科学省においても、このフッ化物洗口ガイドラインが平成15年ですか、策定しております。その後北海道につきましても、8020推進条例の中で、フッ化物洗口については、小中学校、幼稚園あるいは保育所で推奨していきましようという考え方が、まず一つございます。

そこで網走市におきましては、保育園におきまして、既にフッ化物洗口が平成14年から、ほぼ10年間にわたって取り組まれてきております。この取り組みが小学校就学前に終わってしまうこととなりますと、フッ化物洗口の意義というのは継続して行うことでして、乳歯から永久歯に生えかわる時期、生えかわった後、その後の処置がなされていない状況になっています。そういうこともございますし、北海道の齲歯率が非常に高いというのももちろんなのですが、特に網走市についても、これ平成23年度の数値ですけれども、12歳児ですが、平均2.5本となっております。全国平均が1.2本なんです。網走市が非常に高いということもございますので、今後フッ化物洗口について、市としても進めてまいりたいというふうには考えています。

○金兵委員

では、今後ということで、今後のスケジュールみたいなものがもし決まっているのであれば、決まっているというか、何か時期的なものというか、今後こういうふうに進めていきたいというスケジュール的なものがもしあれば。

○鈴木管理課長

基本的には新年度、平成25年度におきましては、全校においてフッ化物洗口に取り組みたいというふうを考えておりますが、先行実施ということで、今年度につきましても可能な学校、取り組みができる学校につきましましては、もちろんこの取り組みにつきましましては、子供たちだけでなく、保護者、教職員、議会というものが何より大事ですので、その辺の体制が整い次第、先行できる学校については行っていきたいという、今年度中に取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

○金兵委員

ちなみに、先ほど網走市の齲歯率が平均2.5本というふうにお伺いしたのですけれども、WHOでは、齲歯率3本以上のときにフッ素洗口をやるのが好ましいというふうになっていたかと思う

のですけれども、その条件をクリアしている中で、これをやろうと思った経緯は何なのでしょう

○鈴木管理課長

先ほども申しましたように、全国平均から見ますと、およそ2倍になっている状況なのです。北海道におきましても、8020推進条例の中で、平成23年度までに虫歯の本数、1本未満にしましようという考え方がございます。先ほど委員が申しました、その3本以下ならいいだろうというふうには私どもとしては考えておりません。できるだけこれは少ないほうがいいというふうを考えておきまして、全国、それから北海道の状況を見ると、当市の状況が決していい数字ではないと、放っておくことはできないという考え方です。

○金兵委員

おっしゃられていることは、全国平均よりは網走市は高い、少ないにこしたことはないということ、私もそのほうがいいとは思いますが、フッ素を使うということで賛否両論あるのは、教育委員会も多分御存じかと思うのですけれども、それについて教育委員会としては、どのような認識をされているかお伺いします。

○鈴木管理課長

ただいま賛否両論というお話がございましたが、いわゆる歯科学会ですとか、医師会もそうですが、口腔衛生学会ですとか、いわゆる歯に関する専門的な機関については、ほぼこれに反対するという考えはないというふうに考えます。

○金兵委員

それを言うのであれば、例えば内科系の内科学会ですとかは、これがフッ素が体に影響があるということで、学会での論文も発表されているかと思いますが、それについては、何も加味しないという見解でよかったですか。

○鈴木管理課長

内科学会の話は、私は今ちょっと存じ上げてなかったのですが、少なくとも口腔衛生ですとか歯科学会については、反対するという立場に全くなくて、むしろ推奨しなければならないという考え方にありまして、確かに反対をするという団体もございまして、科学的な実証がされているものなのかどうかというのも懸念される場所ですし、その辺については、さまざまな意見があるのは、

私どもも十分わかっている中で、安全性については心配ないという考え方で進めようとしています。

○金兵委員

ちなみに酵素化学領域のジェームズ・サムナー博士というノーベル賞を取った先生は、フッ素の危険性を、酵素が毒作用を受けるということは、動植物が死ぬということにほかならないということで、学会でも発表されているというデータもありますので、そこは推奨している団体もあれば反対して、危ない、危険だと言っている団体はあるということ認識はされているということをお答えいただいたというふうに理解させてもらってもいいですか。

○鈴木管理課長

団体によっては、反対的な立場をとられている団体があるというのはわかっております。

○金兵委員

それでは、ちょっとまた違うのですけれども、かつて学校で集団予防接種が行われていたと思うのですけれども、それが相次ぐ事故の影響でやらない方向で、個人個人で病院へ行って受けてくださいという方向に進んでいる中で、虫歯予防のために学校で集団でフッ素洗口を行うという、学校でやらなければいけないという理由は何ですか。

○鈴木管理課長

学校でやらなければならない理由というのは、例えば虫歯予防のための方法というのは、フッ素洗口以外にも確かにございます。これは局所的な療法というか、手法なのですけれども、例えば歯磨きを必ず毎日食後何分か置いたらやってくださいと言って指導はしてきているのですが、その結果、齲蝕率がこんなような状況になっているわけです。その取り組みを、例えばブラッシングについては、歯磨き剤の中にもフッ素配合というのがほとんどの歯磨きに入っているのですが、それでこの状況ではあるのです。なぜかというと、歯磨きをした後に、ある程度の時間を置かないだとか、濃度の問題もあるのでしょうか、なかなか今までの手法でうまくいかなかった。齲蝕率が下がらなかったということがございますので、効果的な方法として、フッ化物洗口というのが出てきたというふうな話。

○金兵委員

齲蝕率を下げていくために、学校で集団で行っ

ていけば齲蝕率が下がっていくという根拠は何ですか。

○鈴木管理課長

集団で行う意味というのが、やはり公衆衛生学的に、みんなで取り組むということが大事で、それは個々の努力によって、これまで齲蝕率が下がらなかったという状況がありますし、なおかつ、ほかの自治体で既に何十年もフッ化物洗口に取り組んでいる団体がございますけれども、委員も御存じだと思うのですけれども、その自治体の虫歯の率を見ていきますと、やはり相当数減っているという状況がございます。

○金兵委員

ちなみに、フッ化洗口をしても、齲蝕率は変わらないというデータも存在しているのは御存じですか。

○鈴木管理課長

どの程度の頻度なのか、ちょっとよくわかりませんが、それは存じ上げておりません。

○金兵委員

齲蝕率が、集団でやったことに対して下がっていったというわけではないですね。それをやっていったから下がったのであって、わざわざ学校で集団でやらなければいけない根拠にはならないような気がするのが1点と、ちなみにそのブラッシングの取り組みをやられてきて、だめだったからフッ素洗口に切りかえるという、それも危険物だと言われるフッ素洗口をやっていくということに対して、どうかなというのもあるのですけれども、それでは先ほど保育所でフッ素洗口をやっていた。10年前からやっているというふうにお伺いしたのですけれども、ちょっと管轄が違うのかもしれないのですけれども、もしわかれば、フッ素洗口するに当たって、薬は何が使われているのか御存じですか。

○鈴木管理課長

保育園で取り組まれているフッ化物洗口は、先ほど申しましたが、平成14年から実施しております。現在はフッ化ナトリウム試薬というものを使ってフッ化物洗口を行っている。

○金兵委員

今後、もし網走市小中学校に拡大したときにも、同じような形でやられるというお考えでしょうか。

○鈴木管理課長

これはフッ化物洗口をどうやるかという問題なのですが、手法なのですけれども、例えば毎日やる、1週間に2回やる、2週間に1回やるという、それぞれの方法によって、フッ化物水溶液なのですが、2%水溶液を使っているのですけれども、これは1回法なのですが、どうするかによっても市販の製剤があったりだとか、なかったりだとかがございまして、基本的にはフッ化ナトリウム試薬を使って学校においても取り組みたいというふうに思っております。

○金兵委員

まず根本的になののですけれども、試薬を人体に使うことは、どうお考えですか。

今、フッ化ナトリウム試薬を使う方法ということだったので、試薬ということですね。フッ化ナトリウム試薬を使うということなので、それを人体に使うことについて、どのようにとらえてますか。

○鈴木管理課長

フッ化ナトリウム試薬を使うことにつきましては、例えば週1回法の場合なんですけど、今売られている市販の製剤で、週1回法に対応できるというものが、まずなかなかないということがございます。それと、他団体においても、特に小学校におきましては、ほぼフッ化ナトリウム試薬を使っている現状にあります。

フッ化ナトリウム試薬を口にすることがいいかどうかという問題ですけれども、そこについては、学術的にさまざまな意見があるかと思いますが、安全性は担保されているというふうに考えております。というのは濃度の関係がございまして、口に残った残留フッ素濃度なのですけれども、どうかという研究がなされておまして、それについては、人体に影響を与えるものではないということですので、私どももその考え方と、他団体もそうですけれども、そこについては問題ない。

○金兵委員

他団体が使っていて問題がないからというのは、まずもって余り関係のない話だと僕は思っています。まず試薬、ある日本の有名な試薬メーカーがフッ化ナトリウムを出しています。その表示ラベルに、試験研究用以外には使用しないでくださいと書かれています。それは小中学生を使った試験研究ではないはずなのです。これは人体を

虫歯予防という観点からやっていくという考えのもとなので、まずもって、これを人体に使うことは、僕はどうしてもよしとはできない感じがします。

あと、先ほど医薬品の中で、週1回法に2%をつくるのが難しいというふうに課長のほうの御答弁でいただいたのですけれども、今売られている医薬品の顆粒タイプが11%のものですよね。それを多分指している。今製品名を言えば、ミラノールとかを指すのだと思うのですけれども、ミラノールを溶かしたときに、あれ一つ1.8グラム入りなののですけれども、200グラムの水に溶かした場合450ppm、0.1%にならない。0.1%にしかならないから難しいというふうに言っているのだと思うのですけれども、二つ入れれば2%つくれるのですよね、医薬品。であれば、不可能ではないということになりますけれども、それはきちっとやっぱり調査研究をされているのでしょうか。

○小田島学校教育部長

今、何点かお話をいただいた分で、ちょっと順々に説明をさせていただきたいというふうに思うのですけれども、まず集団でやる理由ということ、なぜかというところから何点かちょっとお話しさせていただきたいのですけれども、まず基本的に、歯科医師の部分も含めていろいろな形の中で、何で集団接種やめたものもあるのに、このフッ化洗口については、学校という集団でやるのかということの中については、虫歯の分、フッ化塗布についても、塗るのもそうなのですけれども、基本的には今二極化になっていると。経済の差の中でフッ化塗布、歯医者さんにそれぞれ行って勝手にやればいいんじゃないかというところの部分があるのと、もう一つ、経済的な部分も含めて、虫歯になってもなかなか治しに行かないということで、虫歯率が非常に高くなっているという現状が実際にあると。これは歯科医師会のほうの話ということですよ。

フッ化洗口というのは、基本的に学校でやることによって、虫歯の率を要するににくくするという状況があると。こういった形の中で、とりあえず二極化の、いわゆる自分でお金を出して勝手に歯の健康を守るために行くというような形の部分以外の人たちも含めた中での集団的な形の歯の将来に向かって残すため、虫歯にならない仕掛けをしていくという意味もあって、それは集団洗

口がいいという形の中に言われているというのがまず一つあります。

それから、ブラッシングの部分だけじゃだめなのかというお話もありましたけれども、ブラッシングは確かに有効な手段です。ブラッシングの部分と洗口に関する分の有効性については、それぞれ研究論文も含めて出ていまして、それぞれ別の形での有効性があるということで、要するに一つの部分の手段で防ぐよりも、さらにそういった複数の形をすることによって、より歯の健康が保たれるというふうになるので、片一方だけじゃない、重複した形の中でということも含めて、これを取り入れたいというふうに思っています。

それから、今の劇薬と言われている試薬の部分についての話なのですが、ミラノールの関係もいろいろ私どもも調べましたが、現在の使用しようとしているフッ化ナトリウムについては純度が非常に高いものというのが、まず前提でございませう。これはアメリカでの製剤で市販薬として認められているよりも、さらに純度の高いものが国内の中では使われているというのが大多数であります。それらについては、実はアレルギー源がないということも、これも基本的に研究の中で発表がされています。今のお話あったミラノールというのは、その分ほかの添加物その他の分がアレルギー的なことの要素がある、可能性があるということの指摘も実際されておりまして、アレルギー、その他の部分を含めた中での考え方の中で、今の試薬の分を使って行われるというのが、これ国内的にもいろいろな形の中で、これは推奨されている方法であるということだというふうに思います。

それから、先ほどいろいろな意見があるというのも一つありましたが、あくまで学会とした形の中で、正式な論点として出ている部分というのはなくて、あくまで個人の研究者の方ですとか、いろいろな方の研究論文等ではございますけれども、ではその全体としての組織としての決定事項となっているかということになると、先ほど課長がお話ししましたけれども、日本では口腔学会とか歯科医学会とか、いろいろな形のその学会という組織として、これの有効性があるという見解も表明している。国もその形について認めているという状況がある。その前提の中で、私どももぜひ、先ほど課長が言いましたけれども、せっかく

保育所でやっていて、乳歯の中でやっていて、小学校に入ったとき永久歯に生えかわっていくと。生えかわっていったときに、何で網走市の齲蝕率が北海道と比較して、網走は例えば10年前から保育所でやっているのにと話をしてしたら、実はそれは乳歯の段階から永久歯に生えかわってしまって、結局保育所の中でやってきたフッ化洗口の一部が、全部なくなってしまっているということは、小学校、中学校に入った段階にはやってなかったと同じようなレベルになるという話も歯科医師会の方からお聞きをしました。

そういったことも踏まえて、フッ化洗口も含めて、継続的な取り組みがずっと大事であると。すべて永久歯に生えかわるまでは、基本的にやっていくということが、将来80歳というか、将来にわたってのその歯の健康を維持できるということもあつた中で、フッ化洗口について、網走市もぜひ取り入れてやっていきたいという形で、今のところ進めているということをお聞きをいただきたいと思つています。

○金兵委員

大変すべてに対して、詳しい御答弁いただきましてありがとうございます。ただ、試薬に関しては、しごくごもつとも意見のようだったのですけれども、純度が高かろうか低かろうか、試薬は試薬なんですね。人に使うためにつくってないのですよ。それでアレルギー物質が、フッ化洗口という、歯科、歯医者さんでできますから、医療行為になるわけですよ。行為としては、医療行為になるわけです。それに対して、試薬で対応するというのは、医薬品を使ってないということ自体が問題なのであって、純度が高いというのが問題なのではないですね。そこについて僕は質問していただくつもりなのですけれども、いかがですか。

○小田部委員長

質問の視点わかる。

○鈴木管理課長

試薬を使うということについてでございますが、これにつきましては、例えば具体的に申しますと、学校の職員がフッ化ナトリウム試薬を希釈して使うという形になるのですけれども、これにつきましては、古いのですが、昭和59年の国会答弁にもございますが、これどんな質問だったかと申しますと、学校の養護教諭がフッ化ナトリウムを薬剤師や医師、歯科医師から計量してもらい、

学校においてポリタンク等に調合する行為は適法的行為かどうか、政府の見解をという質問でした。これに対する答弁なのですけれども、当時中曽根総理ですから、学校の養護教諭がフッ化ナトリウムを含有する医薬品、その使用方法に従って溶解、希釈する行為は、薬事法及び薬剤師法に抵触するものではない。ここで医薬品という表現をしているのですね、中曽根総理は。この医薬品には、何が含まれるかと申しますと、もちろん市販の製剤が一つ。それと自家製剤、これも含むという解釈なのです。自家製剤というのは、まさに今回、今申し上げてますような試薬を指しておりますので、ここについては薬事法上の、要するに学校におけるフッ化物洗口というのは、保健管理の一貫であると、薬事法の対象とはならない、こういう見解なのです。これもあることも御承知願いたいというふうに思います。

○金兵委員

それも僕もありました。資料の中にございました。ただ、製剤はイコール試薬ではないことだけ、まずわかっていたきたいのですけれども、試薬、どうしても製品として医薬品がないために、アメリカとかではあるけれども、まだ日本では売られてないものとかに類似するものを、現在日本で売られているものに試薬をまぜることによって製剤して、自家製剤ということで投与されている実態があるのは僕も知っています。

ことしの春先、夏ぐらいだと思いますけれども、名古屋大学で、その製剤を使ったことにより、御免なさい、ちょっと詳しくは覚えてない、ちょっと資料忘れてきてしまったのですけれども、問題になって、製剤に関しては極力少なくしたほうがいいという見解が出たという流れもある中で、試薬がいつの間にか医薬品にかわっていると。それを使っても全く問題ないということについての見解を、ほかが大丈夫だからというところで突っばねていくのはいかがなものかなという考えがあります。

ちなみに、製剤について、そういうことがあったということは御存じですか。

○鈴木管理課長

そのことは承知しておりますが、先ほど部長のほうからも言いましたように、確かにおっしゃるように試薬ですから、これ本来の目的というのは研究ですとかに使うものです。しかしながら、集

団塗布する場合、フッ化物洗口する場合に、医薬品として入手できるものがあればいいのですが、現段階においてはそれが無いと。それまでの間については、試薬を使うことについては問題ないという、これもまた学会の考え方の一つもございまして、ほかの自治体が使っているからというのではなく、学会ですとか、正式な機関の立証はされていると、安全性の確認はされているという、だから使うのだという考え方です。

○金兵委員

私としては、何回法になるかは、まだこれからの検討だということだったと思いますし、1回法にしても医薬品で対応できるという御説明を先ほどさせてもらったのですけれども、それ医薬品があるにもかかわらず、試薬を使う必要性がないのではないかと逆に思うのです。医薬品で対応できないというふうに道のほうは、道のガイドラインに、1回法の2%の場合だとフッ化ナトリウム試薬しか使えませんよとなってましたよね。二、三回法だと0.1%だから試薬も医薬品もいいですよ。ただ、濃度を上げてあげるのであれば、先ほど僕が言った方法でも医薬品で対応できると思うのです。であるなら、医薬品でやったほうがいいんじゃないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木管理課長

先ほど委員のほうからお話がありました、現在市販の医薬品450ppmの濃度は確保できると。なおかつ、2本入れれば900ppm確保できるだろうと。であれば、それは1回法に適用できるだろうというお話でしたか、その辺の医薬品の使用の方法が果たしていいのかどうかというのも、私今お答えできませんが、総合的にも考えていきたいというふうに思っております。なおかつ、費用もかかるお話ですので、医薬品となれば、恐らくけた違いで費用がかかっていくと思いますので、その辺も総合的に勘案して、第一には安全性ということが第一ですけれども、総合的に勘案して、その使用については、考えていきたいというふうに考えます。

○金兵委員

ちょっと調べていただいて検討していただければ、医薬品で賄えるなら、安全性を考えて医薬品で、やるのであればやるべきだというふうに私は思っております。

先ほど課長のほうで御答弁というか、御説明があったかと思うのですけれども、改めて、その洗口液にはどのようにするのか、どのように運ぶのかということについて、もし決定されていればもう一度。先ほどちょっと答弁の中にあっただかと思うのですけれども、もう一度御説明いただければというふうに思います。

○小田部委員長

完結に、課長。

○鈴木管理課長

具体的に、今どのような形で取り進めるかというのは、これから考えていく部分でございますので、今のところ持ち合わせているものはございません。

○小田島学校教育部長

想定の方としては、試薬の方についても、各学校に行くためには、まず歯科医師の指導があり、それを受けた薬剤師が、それを分量をはかってきちんと梱包したものにすると。その部分の、恐らく1グラムのものであると思うのですけれども、それを教育委員会が各学校に配付をするという形で、各学校ではそれを、恐らく溶解性のもので、それを溶解をさせて、それが各個人個人に、例えば10ミリリットルぐらずの形に分けた中で洗口を行うという形が通常の流れですので、それと同じような形で行うということに前提として考えています。

○金兵委員

課長もたしかそういうお話をしていただいていたと思うのですけれども、それについては、一応確認ということでさせていただきます。

もう1点、もしこれを導入するとなれば、保護者へ説明会という、もしくは現場との密接なやりとりというのが必要になってくると思いますけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○鈴木管理課長

もちろん実施の段階になりますと、保護者、それから教職員がかかわりますので、説明会を十分にしていきたいというふうに考えます。

○金兵委員

それは道のガイドラインでやる方向で、御免なさい、ちょっと悪い言い方になってしまうかもしれませんが、やる方向のペーパーみたいなものも私も見せてもらったのですけれども、

僕も先ほど言わせてもらったのですけれども、やっぱり危険性があるということも、やっぱり言っていたかなきゃいけないというふうに思っているのですけれども、それについてはどうですか。

○木目澤教育長

たくさんのお話、大変参考になりましたし、これから生かしてまいりたいというふうに思いますけれども、私から二つだけ申し上げたいと思います。

一つは、歯にかかわることですから、フッ素という一つを取り上げましても、この接種の適用ということについては、一つに歯や骨の健康、安全、健全性の保持に不可欠であると押さえております。

しかし、適量を接種した場合には、適量と言うより、過量に接種した場合には、今御指摘あったような心配も当然あるわけですが、虫歯予防という段階での一つのフッ素の適量接種ということでは、今までも事故がなかったというふうな踏まえをしております。

それからもう一つですけれども、こういった今出てきました薬品等につきまして、例えば銅でありますとか亜鉛、あるいは酸素など、そういった人間の体に必要なものもたくさんあるわけですが、これらについても大量に接種してしまえば、中毒症でありますとか、健康障害ということが理解できることになると思うのですが、今課長、そして学校教育部長からお話をさせていただきましても、一つは専門である歯科医師会のほうの指導を十分にいただきながら進めていくということが一つと、保護者の理解、それから学校施設に勤務する職員の理解ということも十分見解としながら検討していかなければならないというふうに考えております。

そしてもう一つは、今御指摘ありましたように、最も心配されるのは身体の安全という、生命にかかわることであろうというふうに押さえておきまして、こういった健康障害の心配からは、フッ化物洗口にかかわりましても、まず一つは安全性だとか、関連性についても十分理解していただく。さらには理解を得ながらということでありまして、100人いれば100人全部が、こちらからしてくださいということでは、その方法よりは希望を十分勘案しながら進めてまいる。提供をと

めていきながら取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○金兵委員

教育長の答弁、ありがとうございます。

その希望者ということで募って、希望される方ができる、するということになるのであれば、やっぱり先ほど教育長がおっしゃってられましたけれども、多量に接種すると中毒になるかもしれないけれども、適量できちんとやっていたら問題は無いのだという御説明だったと思うのですよね。であるならば、人の手がいろいろなところに介在するところですので、どこでミスが起こる可能性もない、ヒューマンエラーというのはどこかで起きるといえる可能性がある。その危険性もきちんと訴えた上で、希望者の方を募る、効果を訴える。もし過量に接種したら、こんなことがありますよ、でも効果はありますよ、両方を訴えて希望者を募るということで別に構わないと僕は思うのですけれども、それで保護者に納得していただいて、それ効果のほうを優先する保護者はやればいいと思いますし、安全性のほうを重視する親はやらなければいいと思う。そういうきちっと両方の意見があるものですから、みんながみんないいと言っているものではないという御認識はあると思うのですけれども、そういうふうに進めていただければと思いますけれども、いかがですか。

○小田島学校教育部長

保護者等に関する説明の仕方ということだと思うのですけれども、まず基本的に、そのフッ化物洗口に使う状況になったものについては、先ほど言った適量というか、人体に基本的に害のないような状況のものが子供たちの手に渡るといえる状況なので、そこについては、はなからその分については安全性が確認されている部分についてのお話ということですか。

今、過量に摂取した場合とか、そういった分というのは、例えばそれはフッ素に限らずいろいろな状況のものが、それは多分にある話で、子供たちに直接今回フッ化洗口するものについては、基本的に過剰にとるような状況のものを提供することにはなりませんので、その辺については、こういった形のものの提供するという形の言い方になるかなというふうに思います。今の全体的お話の

中で、こういう意見があったり、こういう意見があったりというのでも確かにあるというのは、我々も十分認識しておりますが、いわゆる正式な形で、それが悪化なりいろいろな形の中、あるいは国として認められたもの、その他のところに出てきている部分じゃないものについては、事実あるいは科学的データの裏づけがきちんと認証されている中で、今現在フッ化洗口というのが、日本じゅうの中で始められているという前提がきっとあると思います。その分については、私も知らせ方を、今お話しあったように、どうするかというのは、それは私どもも検討させていただくことあると思いますが、基本的には子供さんに渡る部分については、そういったことがないという前提で進めるというふうに思います。

○小田部委員長

質問、説明、答弁についても、できるだけ論点視点をきちっとして対応していただきたいと委員長から要請します。

○金兵委員

最後に、現場での、もしこれが導入されたとして、現場との打ち合わせも今後必要になると思っております。普及についてもしっかりやられていくという答弁は課長からもあったと思うのですけれども、多分洗口した後は、30分間飲食はできないとかということで、時間帯とかもあると思いますし、夏場体育の前にやってしまったということになれば、水飲めなくなってしまったとかということもあると思いますけれども、その辺は現場の意見を聴取する、そして現場に合ったような形でということ、きちっとやられていくというお考えですか。

○小田島学校教育部長

基本的には、学校ごとにそれぞれ状況もございまして、学校とはその辺きちんと打ち合わせをした中で進めてまいりたいというふうに考えています。

○金兵委員

とりあえず。

○小田部委員長

よろしいですね。

○山田委員

金兵委員から大分やりとりをしてまいりましたが、単純にですよ、いろいろ今、もし実施をした場合のこと含めて、金兵委員からいろいろ聞かせ

ていただいて答弁をいただいたのですが、いろいろ疑うものは罰せずという言葉もありますけれども、賛否両論あったり、いろいろ希望をとるという教育長の話もありましたけれども、基本的には部長言われるように、これはこういう形でいいものですから、ぜひお願いしたいというのが当たり前ですよ、お願いするときは。こういう場合もあります、こういう危険もありますから、どうですかというのは持って行きません。それで子供たちですから、私やあの子もあの子もやらないで、みんなやっているのにといたら、みんなやりたいと言いますよ。それはそれとしてね、だからいろいろ、もしやるようになれば、今後の対応というのは、しっかりこれは議論、委員会としても、もし必要あれば委員長にもお願いしたいけれども、また機会があればきっちりここは今、皆さん資料もないのでわからない委員もいらっしやると思う、失礼だけれども。だからもう1回時間つくれるなら、きちっと議論するのも私はいいのではないかと思うのですが、本当にどうしてもこれやらなければならぬのかどうか、虫歯が減るといいことなのだけれども、それを10年間保育所でやってきた成果というのは、ここには所管でないから答えられないと思うので、永久歯とその乳歯の関係があるようだから、この辺の本当に10年間やってきて成果があったのなら、それはそれとして一つ認められるし、乳歯だったら抜けたので永久歯には関係ないというのなら、それは保育所のやつ、やめちゃったほうがいい、逆に言うと。逆に、きちっとつながるといことなんでしょう、小さい子の中には。だから10年の成果が、小学校に入って2.5本もあるというのは、逆に幼稚園などの行ってない子供たちもいるから、すべてとは言えないけれども、保育所でやっている実績が出ているなら、私は虫歯減ってもいいと思う。それが成果が上がってないという可能性もなきにしもあらずだから、私はその辺を含めて、本当にどうしてもやらなければならぬのか、やるのだったら歯科医に行つてやりたい人はやつてくれというほうが、私はいいような気がしますが、そのかわり、それは無料にして、うちが補助しますと、そういう考え方もできると思う。

学校でやれば、子供たちみんなやりますよ。私だけやらないわけにいかないから、やっぱり仲間

外れになりますから、それはみんなやりますよ。親も認めます。だからそういうことの流れを見ていくと、本当にこれをやらなければならないのが非常に心配な部分があるので、今ここで結論出ないと思いますけれども、もう1回この総務文教委員会で、委員長がもし御了解いただければ、もう1回4月のその使用する前にでも、3月の議会に上程される前にでも、議論をできればしたほうがいいかなとちょっと私からもお願いしたい。

○小田部委員長

山田委員の私見ということでお聞きいたしました。

○飯田委員

私、ここまで質疑するとは思ってなかったので、これであれば、やはり資料を事前に用意してもらってやらないと、事安全のことだから、やっぱり委員が全部議論できるようなものでなければ、私はだめだと思う。であるならば、このことは知ってましたけれども、ここまで専門的にやるのだったら、きちっと資料をやっぱりそろえて委員長やるべきだと私は思います。全然参加できないというのは、事に関して、こういうようなやり方するのだったら、仮に僕らあたりでも、全くもって知らないことでやりとりということは、委員会の性格にはなじまないで、その辺を委員長にお願いしたい。

○小田部委員長

大変長い時間をかけて、詳細にわたって問題点をいろいろ質疑をいただきました。これなりの効果は、それなりにあったと思いますが、委員の皆さん反対する人はいないと思いますので、総務文教委員会として、これは今後に向けて、よりよい精査検討の課題と取り上げながら教育委員会と対応してまいりたい。

教育委員会に対しては、ただいまの金兵委員を主とする質疑の中で、何といっても虫歯を減らすんだと、それから安全性にはもうあらゆる保護者や教職員は当たり前だけれども、そういったこともきちっとした判断があるようですから、そういったことを最終的には、飯田委員あるいは山田委員が御発言いただいたように、今後総務文教委員会での協議課題として認識とらえていただいて、それに対応する、そのような認識で今後対処していただきたい。委員会として、また認めていきたい、このように思っていますので、よろしく

お願いをいたしたい、このように存じます。

本件は、御発言ありませんね。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、この機会です。委員の皆さんから、
この際何か他に御発言あれば。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

理事者のほう、何か御発言があれば。

(「ありません」の声あり)

○小田部委員長

ありませんね。

大変熱心に御議論いただきまして感謝しております。

以上をもって、総務文教委員会を終了といたします。

午前11時27分 閉会